

平成27年度市・都民税納税・税額決定通知書を発送

平成27年度（平成26年分）の市民税・都民税納税・税額決定通知書を6月10日（水）に発送します。

第一期の納期限は、6月30日（火）です。納税・税額決定通知書がお手元に届きましたらご確認のうえ、納期限までの納付をお願いします。

また、平成27年度市民税・都民税課税（非課税）証明書は、6月10日（水）から発行することができま

〔平成27年度の主な税制改正〕

〔住宅ローン控除の延長、控除限度額の拡充〕

住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の対象期間が平成26年1月1日～31年6月30日に延長されます。また、平成26年4月1日以後に居住開始し、住宅取得にかかる消費税等の税率が8%である場合には、控除限度額が最高13万6千500円に拡充されます。（表1）

平成26年4月1日～31年6月30日の控除限度額は、住宅の取得対価の額または費用の額に含まれる消費税等の税率が、8%または10%である場合に限り、それ以外の場合における控除限度額は改正前と同様です。

表1 住宅借入金等特別控除限度額

居住年月日	市・都民税控除限度額	
改正前 ～平成25年12月31日	所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)	
改正後	平成26年1月1日～3月31日	所得税の課税総所得金額等の5% (最高97,500円)
	平成26年4月1日～31年6月30日	所得税の課税総所得金額等の7% (最高136,500円)

市・都民税における住宅借入金等特別控除は、所得税の控除可能額のうち所得税から控除しきれなかった額を市・都民税控除限度額の範囲内で市・都民税から控除します。

表2 上場株式等の譲渡所得等に係る税率

区分	平成22年度～26年度	平成27年度以後
金融商品取引業者等を通じた譲渡等	市・都民税3% (市1.8%、都1.2%) 所得税7%	市・都民税5% (市3%、都2%) 所得税15%
上記以外	市・都民税5% (市3%、都2%) 所得税15%	

表3 上場株式等の配当等に係る申告分離税率

平成22年度～26年度	平成27年度以後
市・都民税3% (市1.8%、都1.2%) 所得税7%	市・都民税5% (市3%、都2%) 所得税15%

※市=市民税 都=都民税

〔上場株式等の譲渡および配当等に関する特例措置の廃止〕

平成25年12月31日までの上場株式等を譲渡した場合の所得および上場株式等の配当等に係る10%軽減税率（所得税7%、市・都民税3%）の特例措置は、平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は、本則税率の20%（所得税15%、市・都民税5%）が適用されます。（表2・3）



問合先 市民税課市市民税係（市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9881-9）

国民健康保険税の税率等を改定

国民健康保険（以下「国保」）制度は、病気やけがなどのときに備えて加入者の方々が国保税を負担し合い、治療を受けるときの医療費の補助などに充てる助け合いの制度です。

国保の財政運営は、加入者の方々に納めていただく国保税のほかに、国・都・市の公費で運営されていますが、加入者の高齢化や医療技術の高度化などにより医療費が年々増加し続けており、非常に厳しい状況が続いています。

このことから、安定した国保の財政

運営のため、平成27年度国保税の税率および課税限度額を改定することとなりました。（下表）

また、併せて低所得者の国保税軽減の拡充も実施します。

加入者の方々は、ご負担をお願いすることとなりますが、国保財政の厳しい状況をご理解いただき、ご協力をお願いします。

なお、平成27年度国保税納税通知書は、7月中旬に送付します。

問合先 保険年金課国保税係（☎042-387-9883-2）

平成27年度国保税の計算方法

国保税は、加入者の負担能力に応じた応能割と、世帯の人数などに応じた応益割を合算し、課税します。

〔応能割〕

- 所得割額Ⅱ前年中の所得額に応じた額
- 前年度まで課税していた資産割額（固定資産税額に応じた額）は、今年度分から廃止となります。

〔応益割〕

- 均等割額Ⅱ加入者の人数に応じた額
- 平等割額Ⅱ加入世帯に一律の額

次の①～③の額の百円未満を切り捨てた額の合計が、1年間の国保税の額です。

なお、算定基礎額は、前年の所得から基礎控除（33万円）を差し引いた金額です。

① 医療分Ⅱ所得割額（算定

基礎額×5.5%）十均等割額（加入者数×2万1千円）十平等割額（一世帯6千600円）。課税限度額は52万円。

② 後期高齢者支援分Ⅱ所得割額（算定基礎額×1.9%）十均等割額（加入者数×1万4千円）。課税限度額は17万円

③ 介護分（40～64歳の方）Ⅱ所得割額（算定基礎額×1.9%）十均等割額（40～64歳の方の加入者数×1万6千円）。課税限度額は16万円

※ 計算方法等、詳細はお問い合わせいただくか市ホームページをご覧ください。

〔軽減措置〕

前年中の所得が一定額以下の世帯に対して、均等割と平等割を減額する軽減措置があります。ただし、世帯主と加入者全員分（特定同一世帯所属者も含む）の市民税・都民税の申告、所得税の確定申告

等が済んでいないと措置を受けることができません。

なお、前年中に収入がなかった方も市民税・都民税の申告をすることで、軽減の対象となる場合があります。

〔軽減割合〕

- 7割Ⅱ軽減判定所得が33万円以下の世帯
- 5割Ⅱ軽減判定所得が33万円～（26万円×被保険者と特定同一世帯所属者数）以下の世帯
- 2割Ⅱ軽減判定所得が33万円～（47万円×被保険者と特定同一世帯所属者数）以下の世帯

※ 軽減判定所得は、世帯内の国保加入者（国保に加入していない世帯主と特定同一世帯所属者も含む）全員の前年所得の合計額です。

※ 特定同一世帯所属者は、国保から後期高齢者医療制度へ移行した方で、引き続き同一の世帯に属する方です。

納付方法

国保税は、1年間の税額を8回の納期（7・8・9・10・11・12・1・2月）に分けて納めていただきます。納期限は、各納期の末日（12月は25日）です。末日が金融機関の休業日の場合は、休業日の翌日となります。

納付に当たっては、便利で確実な口座振替をご利用ください。忙しくて納めに行く時間がない方にもお勧めです。申し込みは、口座のある金融機関等に預・貯金通帳、金融機関等届出印を持参のうえ手続きをしてください。

また、保険年金課窓口でも金融機関のキャッシュカードで口座振替の申し込みができます。申込書類の記入のほか、専用機器でキャッシュカードの読み取りと暗証番号の入力を行うため、本人の来庁が必要です。取扱金融機関、キャッシュカードの種類（1

納期内に納付してください

国保制度を円滑に運営していくため、国保税を納めていただくことが必要です。

主たる財源である国保税が滞納されると、医療費を支払うことが困難となり、国保の運営に支障が生じます。滞納した場合には、延滞金を納めていただき、また、差し押さえなど滞納処分を行うこともあります。

なお、思わぬ事故や災害、病気、失業などやむを得ない事情により納期内に納められないときは、お早めにご相談ください。申請により国保税の減額免除や分割納付が認められることがあります。

区分	平成26年度	平成27年度	概要
医療分	所得割	4.80%	5.50%
	資産割	7.50%	—
	均等割	21,000円	
	平等割	6,600円	
	課税限度額	510,000円	520,000円
後期高齢者支援分	所得割	1.95%	
	均等割	14,000円	
	課税限度額	160,000円	170,000円
介護分（40～64歳の方）	所得割	1.90%	
	均等割	16,000円	
	課税限度額	140,000円	160,000円

▷ 医療分の所得割が改定されました。
▷ 医療分の資産割が廃止されました。
▷ 全区分の課税限度額が改定されました。